

# さっぽろ地域コミュニティ検討委員会 第3回会議

## 会 議 録

日 時：平成28年2月12日（金）10時開会  
場 所：札幌市役所 18階 第一常任委員会会議室

## 1 議事

(1) 地域コミュニティにおける各主体の役割と必要なこと（前回のまとめと市民ワークショップの実施報告）

○事務局（福澤市民自治推進課長）

それでは、定刻となりましたので、ただ今からさっぽろ地域コミュニティ検討委員会の第3回会議を開催いたします。本日はお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。なお、委員の龍滝さんからは本日所用のためお休みするという連絡がございました。

さて、前回第2回の会議では、第1回目の会議で確認いたしました現在と将来の札幌市の人口問題などを踏まえまして、地域課題とそれに対応する地域のあり方や各団体のあり方などについて、議論をしていただきました。

本日は、前回会議の簡単な振り返りと、12月19日に実施いたしました『地域コミュニティワークショップ』のご報告をさせていただき、そこで出されました意見も踏まえまして、地域コミュニティ活性化のために必要な支援などについてご議論をいただきたいと思います。

なお、議論が白熱いたしますと、終了時間が延長することが想定されますが、委員のみなさまには本会議の終了後ご予定がある委員の方もいらっしゃると思いますので、本日の会議では12時終了を目途といたしまして、ご意見出しを11時50分頃にはご終了いただきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に移りたいと思います。鈴木委員長よろしくお願いいたします。

○鈴木克典委員長

みなさま、おはようございます。それでは、私のほうで議事を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日第3回目の会議となります。お手元に議事次第がございますが、それに沿って進めてまいります。

まず、最初に議事の1番目になりますが、地域コミュニティにおける各主体の役割と必要なことにつきましては、前回の振り返り・まとめをさせていただいて振り返りをし、その後、市民ワークショップの実施の報告をしていただきます。そして、議事の2番目でございます地域コミュニティ活性化のための必要な支援等について議論をしてまいりたいと思います。

それでは、議事の1番目でございますけれども、地域コミュニティにおける各主体の役割と必要なことについて、配布されております資料に沿って、前回の会議の振り返りと12月のワークショップについての振り返りということで進めてまいります。

12月のワークショップにつきましては、石村委員がご参加していただきましたし、実は私も参加させていただきました。約30名くらいの多くの市民にご参加いただきまして、市民や町内会、活動団体、それから企業ですとか、そういったいろいろな立場に立って、幅広くご意見を出していただきました。3時間に渡るワークショップでしたが、時間が足りなくなるくらい議論が白熱しておりまして、みなさん本当に熱心に意見を出していただき、まとめるのが大変だったのではないかなと思うくらい非常に活発に行われました。本委員会の参考にもなるかと思っておりますので、後ほどご報告をよろしくお願いいたします。それでは、事務局より資料に沿って説明をお願いいたします。

○事務局（高橋地域支援担当係長）

それでは、事務局から説明をさせていただきます。はじめに、資料の説明に入る前に、前回会

議で話題になりました件についていくつかご説明したいと思います。

まず1点目は、前回、五十嵐委員から情報提供があった幌北地区で行っている地域ポイントの資料になります。これは、地域活動を促進するためにこういったポイントが有効かどうかというものを検証するものになっております。本題ではありませんので、詳細な説明は省略させていただきます。

そして次に2点目ですが、来週の土曜日2月20日に町内会の方を対象といたしました地域コミュニティワークショップを行います。こちらの参加者のしおりを参考に配布させていただきました。2月20日13時から3時間を予定しております。場所はさっぽろテレビ塔の2階を予定しております。全単位町内会様にご案内をさしあげまして、定員を上回る参加希望がございました。ぜひ、お時間がございましたら見学していただければと思います。

続きまして3点目、町内会・自治会に関するアンケートについてです。こちらは、前回の会議でご提案をいただきまして、今現在、市内約2,200の単位町内会様にお送りしてご協力をお願いしている状況です。3月14日を締切としております。現在の段階で、概ね300通ほどの回答をいただいております。次回の会議では間に合わないかもしれませんが、年度明けの第5回、第6回目の会議等でご報告できたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料のご説明に入らせていただきます。まず、お手元の資料1をご覧ください。こちらは、前回の会議の振り返りの資料になっております。前回の会議では、各主体の担うべき役割を議論いただきました。市民、町内会、市民活動団体、企業・事業者、学校・児童会館といった種別で、それぞれ人材、活動、連携、財源、場、機会、情報という観点から担うべき役割を議論していただきました。

簡単にご説明いたしますと、例えば「市民」であったら、子ども、若者の参加、定年退職した方、元気高齢者の参加の促進が必要ではないか。また、無理のない範囲での参加が必要ではないか。下のほうにいただきますと、情報をきちんと受け取る責務があるのではないかというご議論をいただきました。

次に「町内会」ですと、だいたいみなさま共通の認識だったのですけれども、活動の見える化が必要なのではないか。また、若者のイベントの参加促進に対して資金的な助成やサポートが必要なのではないか。また、「連携」という観点からでは、町内会同士の連携だとか、連町と単町との連携・情報共有が必要なのではないか。「財源」では、町内会自らが業務を請け負って、財源確保をする努力が必要なのではないか。そして、「情報発信」という場面では、企業が発行するフリーペーパー等の活用、SNSの活用等が必要なのではないかというご議論をいただきました。

次に、「市民活動団体」です。少子化による子ども会の未結成地域の増加がありますので、そういった市民活動団体から発足のサポートや共同設立が必要なのではないか。あと、オヤジの会。団体間の信頼関係づくりの難しさがあります。そういった議論をいただきました。

「企業・事業者」の役割といたしまして、「財源」の面からは、協賛が必要なのではないか。「場所」については事務所などの貸し出し、提供が必要なのではないか。また、フリーペーパーなどを発行している企業については、地域情報の掲載などに協力していただけないかというご議論をいただきました。

最後に、「学校・児童会館」です。学校では、町内会や地域活動に関する教育が必要ではないか。また、学校行事と地域行事との共催が必要なのではないか。空き教室等のスペースの提供があれ

ばいいのではないか。そういったご意見をいただきました。

そして、総じて、一番下になりますけれども、各主体を繋ぐコーディネート機能が不足しているのではないかとのご意見をいただきました。これが前回の振り返りになっております。

次に、資料2ですが、先ほど委員長からお話がありました12月19日に行われました市民ワークショップの概要になっております。年代や居住区など無作為に選ばれた市民2,000人にご案内し参加を募ったもので、応募者多数の中から抽選で、当日は、26人が参加されました。

ワークショップの中では、ワークショップ①といたしまして、「地域課題とあるべき姿」。そして、ワークショップ②といたしまして、「地域コミュニティの活性化に向けた各主体の役割」。そして、ワークショップ③といたしまして、「各主体が役割を担うために必要なこと」。この3点を3時間でご議論をいただきました。それぞれ簡単にどのような意見があったかご説明いたします。

まず、ワークショップ①地域課題とあるべき姿についてなのですが、右のほうにまとめであります。地域課題、高齢化、単身高齢者世帯の増加、子育て、そして災害対策、地域コミュニティの連携や希薄化といった観点からあるべき姿、具体的な取組をご議論いただきました。あるべき姿といたしましては、こちらの委員会でも共有していることと同じような感じだったのですが、具体的な取組といたしましても、見守り体制の確立が必要なのではないか。そして、子育て・教育の場面では、顔を知っている関係づくり、学校での見守りや情報発信、その具体的な取組といたしまして、警察と連携したパトロールが必要なのではないか。そして学校教育での普及・啓発が必要なのではないか。

災害対策の場面においては、あるべき姿といたしまして、さまざまな情報の共有はもちろんですけれども、コミュニケーションが取れる関係性づくりが必要なのではないか。そして、具体的な取組といたしましては、さまざまな住居形態がありますけれども、そういった住居形態によらない情報共有だとか配布が必要なのではないか。

地域コミュニティの観点からは、あるべき姿といたしまして、働く世代でも負担のない活動だとか、地域で子育てできるような関係性が必要なのではないか。それに対する具体的な取組といたしまして、町内会そのもののあり方の検討。若い人の意見を聞く、受け入れるといった体制づくり。役員構成を時代に合わせる必要があるのではないか。そして、仕事と両立できるような仕組みづくりといった具体的な取組が必要なのではないかをご議論いただきました。

次に、ワークショップでは地域コミュニティにおける各主体の役割をご議論いただきました。こちらは、委員会でもお話し合っていた通り、横軸に市民、町内会、市民活動団体、企業・事業者、学校・児童会館としまして、縦軸に人材、活動、連携、財源、場、そして情報、その他という形にまとめさせていただいております。

簡単ですが、縦軸ごとに説明をさせていただきます。市民の役割といたしまして、まず地域への関心や愛着を持つことが必要。そしてリタイアした方が参加しやすい環境が必要ではないか。そして、活動という観点からいうと、近隣住民とのコミュニケーションや助け合いが必要。そして、地域資源、連携という観点からいうと、地域のルールを守る。路上駐車をしない、雪出しをしないだとか。そして、町内会に限らない交流できるグループへの所属。

財源という観点からいいますと、町内会費や除雪費などの費用負担と理解の共有。情報発信という観点からは、こちらの委員会でも出ておりましたけれども、やはり情報をきちんと受け取る努力が必要なのではないかというお話が出ておりました。

次に「町内会」です。人材の観点からいいますと、地域活動を行う人材の受入・発掘。若い世代を町内会の役員に入れる取組だとか、負担の軽いライトな活動の受入体制が必要なのではないか。活動という観点からいいますと、地域活動の機会の創出。若い世代やマンション住人の参加できるような、そういったものが必要ではないか。そして、連携という観点からいいますと、町内会同士、企業、マンション、PTA、他の市民活動団体などさまざまな主体との連携が必要なのではないか。財源という観点からいいますと、時代に合わせた会費の徴収の仕方が必要なのではないか。情報の発信でいいますと、いろいろな活動をされておりすけれども、やはり対面での声掛けが一番重要ではないか。そして、その他としては、町内会という発想を変え、現状に合った町内会の新しい形を考えることが重要ではないかという意見が出ておりました。

次に「市民活動団体」です。それぞれ、人材という観点からいいますと、ネットワークづくり。そして、活動という観点からいいますと、地域活動団体ですので、専門知識を活かした地域行事への協力、地域課題の解決。そういった協力が必要ではないか。財源という観点からいいますと、専門性の高い分野について、町内会事業の一部を請け負うといったことが必要ではないか。情報では、人と情報を繋ぐ、そして活動団体のことを知らせる努力が必要ではないかという意見が出ておりました。

次に、「企業・事業者」です。同じく人材という観点からいいますと、ボランティアとしての企業の人材の派遣が必要ではないか。そして、活動という観点からいいますと、地域行事への参加が企業として必要ではないか。連携という観点からいいますと、すでに行っている企業もごさいますけれども、配送業務時の見守り活動だとか、この企業は地域活動に貢献しますよ、という明確化が必要ではないか。財源では、協賛資金の提供。そして、場として、企業の空きスペースなど、地域イベントへの提供が必要ではないか。情報発信という観点からいいますと、コンビニの掲示板を利用した、そういった企業の情報発信のツールの提供が必要ではないか。その他といたしましては、地域貢献を行うことで、企業の求人への応募が増えるのではなどの意見が出ておりました。

次に、「学校・児童会館」という観点です。それぞれ、人材という観点からいうと、お母さん同士で子育てを教え合う関係づくりによって子育てが終わってもずっと続く関係になるのではないか。

そして、「活動」という観点からいうと、やはりこちらも親同士の繋がり継続だとか、学校行事の地域開放が必要とか、「連携」という観点からいいますと、町内会と学校というよりも、より生徒が緊密な連携づくりが必要ではないか。そして、財源。学校での収益ですね。バザーの開催だとか。そういったものを地域に還元する努力。場は空き教室の活用。そして、情報発信では、学校の連絡網。今、Eメールとかも整っていますので、そういったものを活用した交流に関する情報発信が必要ではないか。その他といたしましては、子どもが何か気になることをしていたりしたときに、親同士が知り合いだと注意しやすいので、そういった関係づくりが必要になってくるのではないか。という形でワークショップ②の地域コミュニティにおける各主体の役割等をご議論いただきました。

そして、こういった役割を果たすために必要なことについて引き続き議論していただいた意見をまとめてあります。それぞれ簡単にご説明いたしますと、まず、人材という観点からは、市民は地域活動の普及・啓発のきっかけづくり。町内会は、町内会運営の改善、役員構成や任期の見

直しが必要ではないか。その他に社会一般的なことということで、地域活動の社会的評価の向上が必要ではないか。

次に、活動という観点からいうと、町内会、企業、学校・児童会館とありますけれども、たとえば、学校ですと、地域活動を行うための担当課の設置というのが必要ではないかとか。そして、連携という場面からいうと、こちらはそれぞれの団体との連携が必要。そして、団体と団体とをマッチングする仕組みづくりが必要ではないか。そして次に、財源という形からいうと、町内会ですね。町内会費の見える化だとか、先ほど意見が出ていましたけれども、時代に合った徴収方法が必要ではないか。場という場面からいいますと、先ほど学校にもありましたけれども、空き教室の活用だとか、あとさまざまな切り口で交流の場の創出が必要ではないかというお話をいただきました。

以上が前回の会議の振り返りと12月19日に行われましたワークショップの意見のまとめになっております。

○鈴木克典委員長

ありがとうございます。ただ今、先日行われましたワークショップにおける意見のまとめと振り返りということでご説明いただきました。

最初に資料1で前回の会議で出された意見についてご報告いただきましたけれども、ワークショップをまとめた資料2についても共通する部分があるが、結構多かったのかなと思います。資料3をご覧くださいますと、それらについてまとめていただいているようですので、そちらに関しましても、引き続きご報告をお願いいたします。

○事務局（高橋地域支援担当係長）

では、資料3のご説明に移らせていただきます。こちらは、委員会でのご議論と市民ワークショップでのご議論をまとめたものが、左の各主体の果たすべき役割というところになっております。そして、その役割を果たすために求められることというところまでが、まとめられております。こちらは今までのご説明と重複しますので、省略させていただきます。そして、それに対する札幌市の主な取組というものを次に示しています。

一番右側は、人材だとか活動、連携、財源、場所、そして情報という観点からさまざまな意見が出たことに対する札幌市の取組が出ております。

札幌市の取組をご説明したいと思います。人材という観点からは、こちら矢印が伸びておりますけれども、「啓発・人材育成」という観点。そして、「ノウハウや専門性の支援」という観点、「理念・条例」という観点からの札幌市の主な取組を紹介しております。

まず、「啓発・人材育成」という観点から、普及・啓発といたしまして、自治会の検索システムを札幌市で導入しております。また、交通機関だとかマスメディアを通じた町内会の加入促進のPRを行っております。次に、若者への活動促進を図るために、若者まちづくり活動参加促進大使というものを任命いたしまして、SNSなどを活用した情報発信を行っております。転入者対策といたしましては、不動産関連団体と連携して、札幌市に転入してくる方に対して、町内会の加入の働きかけを行っております。若者対策では、小学生には「子ども一日まちセン所長体験」を年に1回行っております。あとは、中学生に対して、町内会役員との座談会。そして、高校生に対しては、より実践に近づけるべく、地域活動やボランティア活動を体験していただいている活動を行っております。

次に、「ノウハウや専門性の支援」では、今年度からはじめた事業が3つございます。町内会アドバイザー派遣制度で、それぞれの地域課題に合ったアドバイスを行うために、地域にアドバイザーを派遣しております。そして、町内会担い手育成塾として、こちら石村委員にもご参加いただいておりますけども、例えば会議の運営方法だとか、情報発信の仕方など、そういった専門的知識を学ぶために育成塾を開催しております。そして次に、町内会シンポジウムによる活動事例の紹介。その他さまざまな活動事例をまとめましたヒント・レシピ等の冊子を配布しております。

「理念・条例」という観点からいいますと、市民憲章、自治基本条例、市民まちづくり活動促進条例といったものが札幌市にはございます。さらに、活動という観点からいうと、今ご説明いたしました啓発・人材育成という観点からの支援。そして、連携という観点からいうと、団体連携支援という形になるのですけれども、札幌市の支援といたしましては、NPOによる地域ネットワーク事業や、まだ試行実施なのですけれども、学生と地域を繋ぐマッチングバンク制度を本年度と来年度、試験的に実施しております。

財源という観点としては、住民組織助成金、そしてまちづくり活動に対する助成金、さぼ一とほっと基金。そういった支援を行っております。そして、拠点スペースや場という観点からいいますと、こちら市民集会施設の整備の補助ということで、建築費補助、建築資金貸付、そして借上補助、空き家を活用したまちづくり活動への支援というものを行っております。最後に、情報という面からいいますと、広報さっぽろや町内会のチラシ作成支援。そういった支援を行っております。

そして表を縦に見ていただきますと、それぞれ市民、町内会、市民活動団体、企業・事業者、学校・児童会館という形の主体別の支援を書いております。それぞれの取組内容については、先ほどの説明と重複しますので省略のほうをさせていただきます。以上です。

○鈴木克典委員長

ありがとうございました。前回までの本委員会での意見や地域コミュニティワークショップの議論をまとめて表で整理していただきました。

資料3には役割を果たすために求められることということで整理していただいておりますけど、そこが、今後の議論での主要な論点というふうになるかと思えます。また、それに対応した現状での札幌市の主な施策について、施策や支援などまとめていただいております。

私も知らない施策がいろいろ行われておまして、子どもたちに対する啓発ですとか、一緒に行動・活動をして人材教育やその支援をするという動きが結構あるのかと思えます。

このように整理していただきましたけれども、ここでみなさま方から、まず論点として、役割を果たすために求められることということに関しまして、何か補足すべきことやまたカバーされていない部分がありましたら、そちらに対してご意見をお願いしたいと思います。

また、併せまして、それに対応していろいろな札幌市の主な施策についても、もう少しこの辺の支援を強化してほしいですとか、こういった視点での支援をしていただきたいとか、みなさまからご意見を伺いたいと思っております。何かございますでしょうか。

また、石村委員には、前回の地域コミュニティワークショップにも出ていただいて、町内会のグループを熱心に聞いておられたようですが、感想等も含めまして、何かございましたら是非お願いします。

○石村実委員

私は参加させていただいて、非常に勉強になることがたくさんありました。その中で感じたのが、地域コミュニティの中核をなしているのは町内会だということを改めて肌で感じました。いろいろなコミュニティの区別はあるのですが、やはり町内会が一番の中核だなという気がいたしました。

その町内会の中で、いくつか意見が出ていたのは、そういう町内会としての独自の会館や事務所などを実はほしいんだという方が非常に多かったです。場合によっては、会長の家を使っているとか、それからどこかを借りているとか、一時的にどこか空いたところを借りるというような、そういう意見も出ておりました。これからのコミュニティの中核となる町内会を強化していくためには、やはりそういう場を、町内会として所有する必要があるのではないかなということを肌で感じたところです。

それで、私がこう感じますのは、町内会は法的根拠は何なんだということになっていることだったんです。詳しいことはよくわかりませんが、地方自治法にも確か町内会の関連については無かったんじゃないですか。

それで、併せて質問ですが、根拠的なものがあるのか。あるいは、地方自治法に確か法人格という規定がありまして、それとの町内会の関係など、もし説明できましたらお願いしたいなど。

○小角市民自治推進室長

町内会自体は、委員がおっしゃる通り、権利なき社団ということで、いってみれば任意団体で法的な根拠付けというのはございません。それがゆえに、逆に不動産の管理ということで、過去に町内会長の名義で町内会館ですとか、そういう登記をしていて相続だなんだというところで揉めたりということがあったので、あくまでそういう不動産の保有に関して法人格を与える認可地縁団体制度というような形にはなっていますが、地方自治法の中で当該制度関係以外で町内会に関する法的な根拠付け、位置付けというものはありません。

○石村実委員

その法人格を与えた場合、税制上の問題も出てくると思うのですが、その辺はどのように解釈したらいいのでしょうか。

○小角市民自治推進室長

そこでは、保有に対して、認可地縁団体になることをもって税優遇ということではないのですが、それとは別に、固定資産税と都市計画税の減免の制度的には、不特定多数の公共の利用に供する施設については免除の規定がございまして、あくまで原則は課税なのですが、そういう町内会館等については、届け出をいただくことで、事実上、固定資産税等は免除になるという形になるかと思えます。

それから、町内会が、例えば収益的な活動を行って、一定規模以上の収益をあげると、これはこれでまた課税対象になります。今のところそのような高額な収益事業をやっているところは基本的にはないので、あまりそういう例があるとは聞いておりません。

○石村実委員

それで、町内会は、いくなれば地域コミュニティの中核というのを感じて、そういうことを育てるために市として、今後そういう事務所的なものを建てるときに助成金を出すとか、あるいはこういう何かの補助というのは、市として何か考えられているのでしょうか。

○小角市民自治推進室長

以前から、まず、まちづくりセンターにはだいたい地区会館がありますが、地域から一部ご協力をいただいて、市で建てて、運営については地区会館の運営委員会に貸し付けて運営をしていただくということをやっています。

その他に、町内会が自ら、これは連合町内会というより単位町内会のほうがむしろ多いのですが、会館を建てたいということに対しての補助金。費用の2分の1で上限1800万の補助金があります。ただ、かつては葬儀利用ですとか、そういうことで会館自体を、そういう元手を払って、建てたとしても減価償却といいますか、積立だとかできるような形で稼働していたのですが、今は葬儀利用なんかは専門の葬儀場だとかに流れていってますので、そういう意味では自ら所有して運営をするということに対しては、財政的なりリスクも多いということで、数年前に民間の施設を借りて町内会館のように利用する場合、借家料について補助をするという制度を新設しております。これはランニングのところに対する支援になりますが、その他に、近年では、民間の貸室であったり空き家であったりだとかを、地域の活動の拠点にするための整備の支援といたしましては、「地域活動の場整備支援事業」という制度がございまして、これは町内会館の改修も対象にはなるのですが、その他に、空き家ですとか空き室だとかを使って活動の場を整備するというものも対象にした補助制度です。

○鈴木克典委員長

いずれにしても、やはりそういう活動の場といいますか、保有とか借りるですとか、その辺の形態は別としまして、いずれにしろ継続的に、長期的に活動できる場を確保することがそういった活動の促進に繋がるということの理解でよろしいでしょうか。

○小角市民自治推進室長

そのとおりです。また、一つ補足しますと、今のは町内会の方々の活動の場の整備ということなのですが、実は場がないということについては、町内会に限らず市民活動団体のみなさんも同じような課題を抱えているのです。これを別々に動いてしまうと、それぞれの活動拠点で別個に活動することになる。

今回のワークショップの中の意見もそうですし、この委員会での意見の奥にあるのは、基本的な認識として地域のまちづくりの中核は町内会で間違いないけれども、一方で地域課題は複雑化し、専門的な知識だったり、そういうスキルだったりが必要とするような活動、課題が一部増えてきて、そうなったときに、そこを担うのは一つの町内会だけではなく、協力できる部分でやはりそういう専門的な知識がある団体と協力をしていかないといけないよという認識はある程度共有していかないといけない。現実に進んでいるかということはまだなのですが、やっぱりその前段として、そういう団体同士が何をやっているのかだとか、あるいは課題を共有するだとかという交流の機会を作らないといけないということで、場の整備におきましても、基本的に、市の新建築物の整備基本方針という方針を出しまして、コミュニティ活動の拠点については、例えばまちづくりセンター支援機能も含めて、原則今後は小学校の改築に合わせて、小学校に併設化し、今の地区会館のようなコミュニティ活動の貸館的な場についてもそこに整備しようということの基本方針として打ち出しております。学校にはそれだけではなくて、児童会館も併設化をいたしますので、そういう意味では子どもたちはその学校にいて、会館を整備することによって町内会であったり、老人クラブの方々、そして、今までは「敷居が高い」と思っていた方々やNPOの方々なども、学校に公設になれば入りやすいということで、同じ場所でいろいろな団体の方が

活動されることによって、団体間交流や世代間交流だとかを促進していけるのではないかという考え方で進めています。

もちろん地域によっては、学校が地域の端っこにある場合は、まちづくりセンターはいまは地域の真ん中にあるのに端っこになっちゃうだとかという物理的な問題を抱える地域もありますので、何が何でも一方的に市の方針で推し進めるといってわけではありませんけど、1 地区ごとに地域住民の方を交えたワークショップや説明会などを開いて、どうしていくか。地域の方のご意見、あるいは合意を元に進めていくということで、そういう方向で進めていっています。

○鈴木克典委員長

小学校というのは、以前から言われているのですが、小学生が歩いて通える距離にありますので、そういった意味で小学校区は地域コミュニティの交流がうまく図れる範囲だと思います。セキュリティの問題ですとかいろいろございますけども、その辺も含めて、場によっていろいろと交流も図っていくという発想が重要ではないかなというふうに思っております。その他、何かご意見等ございますでしょうか。

○喜多洋子委員

その前にちょっと何点か聞きたいのが、町内会アドバイザー派遣制度ってあるのですが、これは誰がやっているのか。市の職員が行っているのですか。

○事務局（高橋地域支援担当係長）

まちづくり関係のコンサルタント会社に委託して、まちづくりに詳しい人が行っております。

○喜多洋子委員

わかりました。あと、財政的支援のところ、住民組織助成金というのは。

○事務局（高橋地域支援担当係長）

町内会に対する助成金で、まず世帯割というものがありまして、130円×世帯分と、あと世帯数に応じた基準割というのがあるのですが、それが1世帯から50世帯だとか、50世帯から100世帯とかでわかれて、町内会のほうに住民組織助成金として配分しております。

○喜多洋子委員

わかりました。今おっしゃっていたのですが、私も市有建築物の委員にいて、小学校単位でコミュニティの場所が作られるべきだという話の中にいたのですが、実際に暮らしてみると端っこにある小学校もあるし、段々私も年を取ってきて、うちの母とか父とかを見ていると、やっぱりもっと小さい単位で集まれる場所があったらいいなというのがちょっと感じているところでした。

それで、私の家で家族が出て2人だけになってしまうので、ちょっとだけ広くて、このあいだ、家の庭でカマクラを作りたいという若者がいたので、「どうぞ使ってください」と言って、まだ実施にはいたってないのですが、みんなで私の家を見に来たんですね。その中には建築家の方もいらっちゃって、安くみんなのコミュニティの場所を作るにはどうしたらいいかという話を、ちょっと相談にのってもらって、私たちが2階にいて、1階を全部貸し出すのはどうかなというのを今考えていて、そんなお家を提供してもいいよというような人に何か助成金などがあるとよい。その場をちょっとだけ整理したりとか、ランニングコストや灯油代とかかかると思うので、それを助成するとか。何かそんなのがあったらいいかなというのをいま考えています。

そして、ワークショップの中で町内会費の徴収方法というが出ていたと思うのですが、簡単

に振り込みにしちゃうと本当に人と人とが接する機会がなくなってしまうのかなというのは思いました。いま私は、自分の住んでいる幌北地区の班長と、活動をしている麻生地区の班長をやっているのですが、やっぱり運営の仕方が全然違って戸数も違う。会費の集金について、麻生地区のほうは15軒、幌北地区は3軒集めればもう終わりという感じなのですが、やっぱりその徴収方法を10軒くらいだったら働いていてもいけるかなというのがあるけど、他の地区を聞くと30軒集めなければならないとかというところもあるみたいなので、それはちょっと難しいなというのがあります。でも、集金に行ったりすると玄関に入るといことで、そのお家の中の状況とかがわかるし、麻生地区は店舗なのでそこのお店の状況というのがわかるというのがすごくいいなと。それがみんな順番に入っていけば、あそこのお家はこういうお家だというのがなんとなくわかって、心配だからどうしたらいいんだろうという話に繋がってくるんじゃないかなというふうにちょっと思いました。

市民とNPOの接点ということでは、私もNPOの活動をしているのですが、なかなか接点がない。専門性を追求すればするほど、NPOというのは市民との接点がなく、この間、大学生のインターンシップを受け入れて、私の活動だったり、プチトマトの活動だったりというのを見てもらったのですが、NPOが町内会とか商店街とかと連携しているというイメージがなかったと大学生に言われて、そういうふうに連携している私たちの活動はなんかすごいなというような感想をもらったので、もうちょっとNPOを地域に開かれたところの交流ができるような工夫が必要なのかなというふうに思いました。

#### ○小角市民自治推進室長

最初のお住いになられている家を地域に開放したいということを支援する制度というのは、先ほど言った地域活動の場整備支援事業については、そこをカバーしています。現に申請案件についても、そういった内容の提案というのはかなりの比率であるんですね。ところが採択数についてはそんなに高くはない。やはり外部の委員の方々にも審査いただいて、問題になるのは多くの場合、その家の持ち主の方の善意にもものすごく依存している。やはり、いかに安定的にその場を提供し続けていけるかということでは、運営については地域で組織的に運営をする、みんなが分かち合って負担していくという姿が必要かなと。

やはり、今まで採択ができたところというのは、物理的にもうまく住居部分と離れていて分離しやすかったとかという要因もあるのですが、ある程度組織的に運営をしていける、組織的な関わりがあるというものです。

やはりおおかた、申請は団体名でくるのですが、その会長さん、理事長さんおひとりがすごく高尚な思いで、それはものすごく尊い話なのですが、やはりそれだとなかなか続いていかないかなというようなところで、大抵の場合には、申請者の方に、すぐダメですではなくて、一度その部分の運営の情報について地域・関係者の方とお話願えませんかということで、そこでうまく整理できたところもあるし、そこがどうしても乗り越えられないというようなこともあります。

#### ○喜多洋子委員

なんか社協のほうでは、自宅を開放してサロンをすると助成金がもらえるとか。

#### ○小角市民自治推進室長

そうですね。社協のほうは場の整備というよりも、サロンの活動に対しての支援という形が本来的な目的になっているので、しかも単発単発なもので、これを場の改修費にしてしまうと、や

はりそこにかけたコストというのを複数年次に渡ってある程度担保してあげないといけないという違いがどうしてもでてきてしまう。

○鈴木克典委員長

その他何かございますでしょうか。

○町田信一委員

一点、事務局のほうにちょっとお尋ねしたいのですが。今回、新たに町内会長さんへのアンケートを行っておりますが、平成22年度も確か同様のアンケートをやっているが、今回は前回とどこが違う内容となっているかお教えいただきたい。

○事務局（高橋地域支援担当係長）

それでは、アンケートのほうを見ていただければと思うのですが、前半は基本的事項になっておりますので、定点観測という意味からほぼ変えてはおりません。

5ページですね。問6のところ、こちら委員からお話あったと思うのですが、活動を行うときにどういった場が必要ですかという問いを加えさせていただいたりだとか、あと町内会の活動情報をどのように伝えていますかというところでは、問7ですね。こちら、SNSについて項目を追加しています。そして、問8。加入促進に向けてどういった具体的な活動をしておりますか。こちらも前回委員からご意見をいただいたものだと思うのですが、そういった項目を付け加えさせていただきました。

そしてあと、6ページです。特に連携という場面でもありましたので、必要となる連合町内会との協力体制。こちら委員からいただいたご意見から追加させていただきましたが、どういった具体的な協力体制が必要ですかというところが違いになっております。あと他にも少しずつ変えてはいます。

そして、11ページの間17、こちら活性化するためにさまざまな世代が関わっていくことが必要だということで、町内会自身として、それが高校生なのか、大学生なのか、子育て世代なのか、もしくは定年後の元気な高齢の方なのか。そういったことを問うようなものを設定させていただきました。以上です。

○鈴木克典委員長

よろしいでしょうか。その他何かご意見等ございますでしょうか。

○山内睦夫委員

先ほど喜多委員のほうから町内会の会合を民家でやられると、助成があるのかということだけど、それは市に求めるものじゃなくて、各単町の形を出して、それでやっていくのではないのでしょうか。

私どもの地域では、各単町でもお寺や教会などを利用したりして、各単町でその使用料は、例えば1,000円ですとか、2,000円ですとみんな単町で負担しているんですね。大きい括りの中では、連合町内会で、会館やまちづくりセンターございますよね。そこで1,000円なり2,000円なり払ってやってはいますけれども、われわれの町内会、各単町は18ございますけれども、各単町の集まりは、さっき言いましたお寺だとかをお借りしてやっているところもいろいろありますが、市には特に使用料を求めています。

○小角市民自治推進室長

恒常的に確保するということですよ。その単発で利用されているところに対しては市は特に

何の支援も制度的には無いです。

実際には、お寺ですとか、斎場のホールを使われていたりだとか、あと飲み屋さんですね。開店前の小上がりを使ってというところもあります。

○山内睦夫委員

現実に私どもの単町では飲み屋さんではないですけども、お食事するところでやってはいます。

○小角市民自治推進室長

いろいろな地域で話を聞いていると、そこで使用料を単位町内会さんで負担をされたり、会合のあと会場を利用するので、それに対するサービスとして場所を使わせていただいたりだとかというのがあります。

基本的には、そういう場所のことについては単位町内会の運営費の中でご負担をいただくということが基本かなと。

それとは別に常設で、役員会だなんだではなくて、場所を確保したいといったときにわれわれとしては、先ほど言った町内会館の借上助成というような形があります。

○山内睦夫委員

そういうのは単町でも構わないのですか。

○小角市民自治推進室長

単位町内会でも可能です。

○山内睦夫委員

そうですか。私どものほうでいま一番困っていることは児童会館なんですね。いまはまちセンと併設でありますけれども、いかんせん人口も二万八千近くなっているということで、桑園小学校も教室が足りないという。それこそ来ていただくとわかるのですけども、満タンなんですね。

実際、われわれの行事そのものもなかなかできないというような状況で、やっぱり、それこそ20年も前の、三十年も前の15,000人のときのまちづくりの会館の作り方と今とは違うわけですね。今は28,000人にもなっているわけですから。1.5倍にもなっていて。それに対応した地域のコミュニティづくりのあり方というのは考えていただかないと。これは、前回も副市長にもお願いしたりはしておりますけれども、何とかしましょうということでやっておりますけども、そこら辺を、私どものほうの考え方ではそういうことでございます。

地域のそういった借上制度というのが、会館でも児童会館でも借上制度があるというのはよく聞いてはおりますけども。場所を買ってうんぬんまではいかない場合には、今度桑園小学校もそういう状態で増築するというふうな話で、増築の中に会館も作るという話もいただいておりますので、それは決定かどうかまではわかりませんが、そういうふうに早くなればいいなとは思っております。

単町では、各単町の負担で運営。それでも考えてみれば、総会と役員会が2月に1回とか、3か月に1回ですか。単町では、5、6回なんですよ。だからそんなに大きいところを借りてまでやるというようなことではないと思うのですけど。

○小角市民自治推進室長

地域にもよると思うんですね。やはり古くからある地域で、しかも実は単位町内会って、いま札幌市内で言いますと、少ないところは数世帯から数十世帯で、大きいところで四千世帯を超えている。そうなりますと、連町だけではなくて、単位町内会の中でも相当数のいろいろな動きが

あるので、そういうところはやっぱり単位町内会として建物として集会施設を持たざるを得ない。

○山内睦夫委員

町内会によっては、人員の中で運営していく方法を考えていかなければならないですよ。

○小角市民自治推進室長

いまでも、連町単位において、地区会館については市のほうで建てて、普通財産として地域に運営をお願いし、それから運営費の一部、全然足りないかもしれないですけど助成をしています。

単位町内会の作っている集会施設に対しては、建設費補助はありますけども、運営費補助は実はないんです。ただ、建てる体力自体がない地域も増えてきているので、それと既存のいろいろなストックを活用して、貸付料の助成をやっているのは、結果ランニングではあるんですけども、むしろ自分たちで建てて運営するまでの体力がなかなかないので、その代替え措置としての借上の補助という位置付けになっています。

○石村実委員

自治会で会館持っているところあるんですか。

○小角市民自治推進室長

たくさんあります。市内に260余りありまして、市内連合町内会、その多くがそれとは別に地区会館ですね。大多数が単位町内会で運営しています。

○町田信一委員

私のほう山鼻の連合町内会なのですが、いま、まちセンの建物が築33年経ったということで、それを建て替えるというときには、お話ございましたように小学校の改築に合わせてやるということで、資生館小学校でしょうかね。ああいうのが最近のという話は私たち単町の会長にも話は流れていたんです。今度は、山鼻のまちセンの建物は今度は自分で建て直しましょうと、そういう話が決まったというのが最近連町の会長さんのところに話があったので、だいたいマックスで280から400㎡くらいの建物になるんだということで、そして寄付金が各単町さんで寄付金という話がちょっと出ましたものですから、33年前ですと1,800万くらい寄付が集まったらいいですよ。今の既存の建物が。

ですけど、今回はそれを平成30年度12月竣工ということを決めていきまして、それでやるということで話が決まった。あと、平米数というのが寄付金によって最大で400㎡になると。そんな話が最近出たんです。

そんな話が出たのですが、単町のほうとしては、これから寄付金の割り当てをどうするのか、昔みたいにそんな1,800万も集まるようなことはなかろうかというふうに思うのですがね。33年前と今比較しますと、単町のほうの力もほとんど、財力もほとんどないような状態で各単町運営しております。

○小角市民自治推進室長

山鼻の場合には、先ほど説明したとおり、小学校が区域の端っこ以前に、山鼻小学校が隣の曙地区というようなかなり特殊な状況だったので、どうしても状況を勘案すると、あのエリアでの活動の拠点というのは学校併設化は難しいという中でのかなり特殊な場合である。面積の話、あるいは地域の負担の話について、いろいろお話を伺いながら進めていくことになるかと思えます。

○鈴木克典委員長

その他何かございますでしょうか。飯田先生お願いします。

○飯田俊郎副委員長

12月19日のワークショップには参加できなかったのですが、その中で資料2の2枚目なのですが、これなんだろうなというふうに思ったものがあって、学校・児童会館のところで、「学校内に地域活動を行うための担当課の設置（地域連携課）」。これをもう少し、どういう意味でお話が進んでいたのか、意見が紹介されたのかご説明いただけるとわかりやすくなるかと思えます。

○事務局（高橋地域支援担当係長）

学校と連絡調整をする担当の方がいると連携がしやすいという意見があったようで、担当者をきちんと配置して窓口が明確になったほうがいいのではないかという意見だったようです。

○飯田俊郎副委員長

教員という意味なんですね。

○事務局（高橋地域支援担当係長）

教員か、それとも校長先生か、教頭先生か事務方なのかということまで限定せずに、担当者というイメージだと思います。

○喜多洋子委員

社会教育委員もやっているのですが、何か学校でこういう人を置くというふうになったみたいと言っていましたけども、どうなのでしょう。学校として、今までは教頭先生だったのですが、教頭先生の負担が大きくなるので、地域連携の専門というか、そういう人を置きたいと言ったのか、置くと言ったのか中学校の校長先生が言っていました。

○山内睦夫委員

現におりますよ。

○事務局（高橋地域支援担当係長）

たぶんそういう方が明確に地域に知らしめられていないというところがあると思うんですね。

○山内睦夫委員

われわれのところは明確になっています。

○事務局（高橋地域支援担当係長）

そういう地域もあれば、そうじゃないところもあるという。

○山内睦夫委員

それはいつも、学校と地域の連携プレイをしていれば、われわれも何かあったら、子どもさんのこと、例えばちょっと痴漢が出るとかなったらすぐわれわれのところのまちセンのほうにも来ますし。それはちゃんと、教務主任さんに連絡が行くようになっています。

○喜多洋子委員

先生ではないということですか。

○山内睦夫委員

先生ですね。教務主任の方は。とにかくいつも一緒になって地域と連携しております。

○鈴木克典委員長

先進的な地域で、普段からお付き合いがあるところは、この先生にお願いすればみたいなのがあると思うのですが、たぶん多くの町内会は、私もワークショップで話を聞きましたけど、誰に話していいのかわからないとか。あと、やはり校長先生とか教頭先生によってかなり変わってく

るところがありまして、私も以前からいろいろと大学として、地元の小学校とお付き合いありますけど、校長先生とか教頭先生が変わると、以前は協力してやっていたのになかなかやっていただけない場合もありまして、そういう意味でやはり窓口が必要と言いますか。

○山内睦夫委員

校長先生や教頭先生が直接やるということはないと思うんです。先ほどわれわれのところでも教務主任の先生なりが、われわれとコラボしていろいろなことを運営していくということをやっている。それをよその小学校でもあると思うのですけどね。

○小角市民自治推進室長

学校によって、かつてはその役割は教頭先生がやっていて、現状でも多分そういう学校が多いかと思います。明確に役割分担ができていて、教務主任が一手に地域との調整を受け持つというのはかなり先進的なこと。ただし、それが特殊ではないと思う。というのが、数年前から学校、教育委員会サイドでも地域連携を進めていかなければいけないということは、例えば子どもの見守りの話もそうですし、放課後のクラブ活動だとか、あるいは学外活動のところの部分で密接に関連しますので、そういうところで地域が学校に対して協力するという内容もあれば、学校が地域に対してということも進めていかなければいけないということまでは大きな方針としてはあります。そのためにはそういう窓口機能、調整機能をちゃんと整理しなくてはという課題認識まではいっているということは前から聞いてはいました。

だから、たぶんその流れで、手法としては山内会長が言ったような方針があって、取り組めるところから取り組んでいるのがそういう状況なんじゃないかなと思います。

○鈴木克典委員長

現実問題として、別に協力してくれないのが悪いということはないのですけど。最近、小学校にしても、中学校にしても、いついつに何をやるのか教務日程がしっかり決まっています、そういった年間の日程が決まっているなかで、長年の付き合いがあればいいのですけど、どういう形でどういう協力ができるのかというのが比較的難しいといえますか、調整が難しいということもあると思うんですよね。

○山内睦夫委員

子どもさんが、われわれの地域では多くなっていて、特に学校との連携プレイがないといろいろな難しい問題が出てきますので、われわれのところでは「桑っ子」という雑誌を一緒に作っていますし、子どもの見守りサポート隊というものもありますので、下校のときには必ず育成委員の人たちが一緒になって下校していく。

いろいろなことを、こちらからも入って行って、一緒に学校とコラボレーションしながら運営していかないと、向こうから来てくださいだとなかなか来ないし、こちらからどんどん入っていかないと難しいのではないのでしょうかね。

○小角市民自治推進室長

そうですね。特にいまもお話あったように学校の行事予定って、ものすごくわれわれの感覚よりも早くからいろいろ議論されて決まっています、もう前年度の今頃だと固まっているくらいですね。われわれの感覚だと実施しようと思っている一〜二か月前くらいに相談に行けばいいかと思いますが、それだと全然間に合わないんです。

それは、学校側は学校側で年間のスケジュールを組まざるを得ないので、そういう時期的なも

のがいつ決まっていくのかというような情報を本当は共有化しておくとも前もって調整しやすくなる。

○五十嵐秀子委員

私の町内会では役員会とは別に学生と地域で考えるまちづくり会という会がありまして、それには諸団体の代表の方がいらっしゃって、学校の先生もいらっしゃって、そこでいろいろな話をされる。

この14日にも「ミニミニゆきまつり」という大きな行事があります。そのときにも、学校の4年生が4～5人私たちのお手伝いをしにいらっしゃって、いろいろな手伝いをしたり、そり遊びをするというふうなことであります。

幌北小学校の場合は、1年生から6年生まで全学年の生徒が地域の方と関わるようになっております。1年生は交通安全班の会とか、2年生はボランティアさん、3年生は日赤の方や民生委員とか、学年でいろいろな地域の人と関わるようになっておりますので、私たち地域としてありがたいかなと思っております。

○小角市民自治推進室長

それはすごいですね。

○五十嵐秀子委員

どこの地域もそういうふうになっているのかなと思っておりましたが全然違うんですね。学校も私たちもお互いさまでありたいと思っております。

地域の活動もまちセンじゃどうしようもないんですね。100人も集まられたら入る場所もどうしようもないので、全て学校をお借りして地域のことをやらせていただくということになっておりますので、本当にありがたいと思っております。

○鈴木克典委員長

協力関係がもうできているんですね。

○喜多洋子委員

社会教育委員会の中で意見が出ていたのですが、学校の先生の負担が大きくなってきているというのがあって、やっぱり地域のことを知っているコーディネーターみたいな人が学校にいて、それを一手に引き受けていくということもいいんじゃないかみたいな感じもありましたけども、いま札幌市でサタデースクールという取組をやっていて、地域と連携して土曜日に授業をしていくというところでは、本当に先生の負担が多くなるというのが懸念されていて、もうちょっと地域と協力してできたらいいんじゃないかというような話も出てました。

○飯田俊郎副委員長

ひとつお願いなのですが、資料1で前回この委員会が出た内容で、「オヤジの会」が2回出てきて、私が言ったことだと思うのですが、資料2、3にいくと出てこないんですね。一般の市民の方、町内会の方あまり「オヤジの会」をまだ認識していない感じがあって、私はすごく期待しているんですけども。

2年前に確か、全国の「オヤジの会サミット」というのが札幌で開かれて、白石コンベンションセンターでやって、非常に盛り上がって新聞にもよく出ていて、私のいる小学校の「オヤジの会」にはお呼びがかからなくて、私一人で勝手に行ってみたんです。そういう「オヤジの会」の全体像をどこか把握していないのかなということと、うちの場合は学校から呼びかけられて組織

したのですが、いろいろなやり方があるようでよくわかっていない。「オヤジの会」がブームみたいになって、多く結成されても、その後停滞したりなくなっちゃうとまずいと思っていて、現状を把握できないものかというのがありまして、今すぐは無理でしょうけど。

○小角市民自治推進室長

学校からの要請ならきっと教育委員会とか。

○山内睦夫委員

私の場合はライオンズクラブから参加して、献血も一緒にやりながら「オヤジの会」に参加したという状況で、内容そのものは把握していない状況ですが。

○飯田俊郎副委員長

いろいろな形があると思うんですよ、場所によって。これからの町内会の担い手としても学校と地域の繋がりをPTA以外に作れる新しい形だと思うので、期待したいのです。

○小角市民自治推進室長

全国から集まって来られるということは、「オヤジの会」連絡協議会みたいなものがあるのかもしれないですね。それが札幌市のどこと連絡を取っているかわかれば。

○事務局（高橋地域支援担当係長）

ちょっと確認してみます。

○小角市民自治推進室長

資料はあくまでワークショップのときの集約なので、決して軽んじているわけではないです。

○喜多委員

資料3の青色のところの主体を繋ぐコーディネート・担い手の中に「オヤジの会」って入れていけばいいんじゃないですか。具体事例でいいんじゃないですかね。

○小角市民自治推進室長

「オヤジの会」、女性だとママトモみたいで大事ですよ。

○喜多洋子委員

でもなんか、ママトモというよりも「オヤジの会」の方がすごくいい気がします。

○飯田俊郎副委員長

ママトモも元気ですけどね。こういう委員会に自分で自己推薦で来る方にママトモが増えているように思うのですが、オヤジは出てこない。それで精一杯。

○小角市民自治推進室長

まずママトモで繋がって、オヤジを引っ張り出してくるという形とか。

○石村実委員

先ほど山内委員のほうから、われわれのほうがかえって学校に参加すべきだという提案がありましたよね。私もその通りだと思うんですね。学校によっては、子どもの避難訓練なんかに地域の方も参加してくれと、あるいはPTAが参加してくれ、それこそ「オヤジの会」も参加してくれというような学校もあるみたいなんですね。ですから、そういうようなことを進めていくというのは地域コミュニティに非常に必要だなという気はいたします。そう考えるとこちらから積極に出るという意見は大賛成ですね。

## (2) 地域コミュニティ活性化のために必要な支援等について

### ○鈴木克典委員長

多様な目的で、多様な集まりがあって、それが少しくましく繋がっていけばということで話が出ました。

それで、ちょっと資料をご覧くださいと資料4がございまして、私が前回お願いした面もあるのですが、他都市ではどうなのかというのがございまして、今回札幌市の現状での施策や取組ということでご紹介いただいていますけど、他都市の施策も少し参考にしながらですね、また意見にも深まりが出てくるかと思しますので、ここで一度区切らせていただいて、資料4の説明をお願いいたします。

### ○事務局（高橋地域支援担当係長）

はい。それでは、他都市の状況ということで資料4のご説明をいたします。こちら、各都市の町内会加入率、そして対象別の活動促進策、その他の取組、条例等が載っております。町内会加入率についてはご覧の通りです。

特に活動別の活動促進策ということで、集合住宅のほうに着目してご説明をしたいと思います。代表的なものを2つの市についてご説明したいと思います。

まず、横浜市の集合住宅の取組です。こちらは、横浜市の建築所管部局への周知、情報提供依頼というものを行っております。「横浜市中高層建築物の建築及び開発事業に係る住環境の保全に関する条例に基づく、表記、設置届出を所管する部局に対して以下の協力を依頼していると。届出情報の提供。そして、そういった相談者に対して自治会、町内会などの協議について協力いただけるように周知」。具体的なこちらの取組ですが、よく建築物が建つときに、建築物の工事前に白い看板がありますが、あれは建築主とか、施工業者だとか、連絡先がのっているんですね。それを横浜市のほうで把握したら、その対象の町内会さんにその情報を提供するという取組になります。現場を見に行けばわかるのですが、一番早く市が把握するので、その情報を町内会に提供するというものです。

次に、京都市の取組です。マンション等の新築の際に、入居者と地域との交流促進に必要な事項について、自治会組織等と建築事業主で連絡調整を行うため、建築事業主による連絡調整担当者の届出を義務化するという形なのですけれども、こちらは具体的にいいまして、特定共同住宅といいまして、3階以上かつ15戸以上の共同住宅ですね。こちらを建てる場合には、その建主が町内会とかの地域の、今の小学校の話と同じような感じなのですけれども、地域との連絡調整担当が、例えば、高橋が地域との連絡調整役ですとか、きちんと名前を役所に届出することになっています。そして、届出した内容について町内会側から申し入れがあったら、情報を提供するという仕組みになっています。

この2市が、特に集合住宅に関する加入促進の取組として代表的なものかなと思ひまして、ご紹介いたしました。

そして、その他の取組といたしまして、相模原市では、厚生施設として宿泊施設や遊園地、葬儀場と契約いたしまして、自治会専用の割引を行っている。

同じような内容なのですけども、下から2番目、北九州市。こちらは「ウェルカムパスポート」といいまして、転入者が町内会に加入したときに、町内会長のサインをもらい、そのサインを役所に持っていくと、無料で施設を利用できる優待券がもらえるという制度を行っております。そ

して、他には、京都市では、町内会の運営や地域の課題に関する総合相談窓口「地域コミュニティサポートセンター」を設置している。こういった取組もあります。

今回のこの委員会の主題、本題でもあるのですが、条例を制定しているところがいくつかございまして、上から申し上げますと、さいたま市、川崎市、横浜市、京都市。こちらが地域コミュニティに関する条例を制定しております。それぞれの条例につきましてページをめくっていただくと詳しい内容が出てございます。

札幌市においては、すでに地域コミュニティの活性化という形で、札幌市自治基本条例、そして市民まちづくり活動推進条例というものが制定されております。そして、それぞれ、さいたま市、横浜市、川崎市、京都市の条例を並べて紹介しております。

この表の組み立てといたしましては、施行日や条例の目的、市長提案だったのか議員提案だったのか、あとは町内会、市民、町内会との責務、企業の責務、市の責務、市職員の責務という形で分類をさせていただきました。

提案のところを横ラインで見いただきますと、各都市ほとんどが議員提案になっておりますが、一番右の京都市だけが市長部局の提案になっております。議員提案というものは、議員の有志の方々がグループを作って、議論をして議会のほうで議決を得るといような形で条例が作られています。

次に、条例の目的は、それぞれ地域活動の活性化。特に川崎市を見ても、他のところは地域活動の活性化なのですが、明確に川崎市は町内会・自治会活動の活性化を謳っております。

そして、各条例における町内会の位置付けです。

さいたま市では、「地域社会の自治に極めて重要な役割を担う団体」。

横浜市では、「地域における多様な活動団体のひとつ」。

川崎市では、「地域社会において重要な役割を担う団体」。

京都市では、「地域コミュニティの中心を担う団体」。

それぞれ条例の性質によって表現が違っております。

そして、市民の責務について代表的なところとして、京都市では「住民組織への主体的な参加」。

町内会の責務については、さいたま市と川崎市のほうに「加入促進の取組」についての規定がございます。

企業・事業者の責務については、横浜市と京都市に従業員の地域活動参加への配慮をすべきだという責務があります。

市の責務については、「町内会の負担軽減」「加入促進をすべき」というものがあります。

市職員の責務といたしまして、横浜市では、地域活動への積極的な参加を条例上規定しております。

市の基本政策については、こちらも概ねどこも町内会の支援等が記載されております。

そして、最後に不動産事業者との連携等ということで川崎市では、入居者に対する町内会の加入、または設立に関する情報だとか。あと、京都市では先ほど説明した3階以上15戸以上のところに対して、連絡調整担当者を市に対して届出することといったことがあります。

その他の条例といたしまして、市民自治に係る条例を紹介しております。

そして、各市の条例で活性化する範囲といたしまして、町内会が地域コミュニティの中核であれば、どの程度までカバーしているのかというのを、われわれの認識で便宜的に図を使って整理

させていただきました。

例えば、さいたま市であれば、「さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例」ということで、町内会よりも若干広いところまでカバーしている。

そして、横浜市には、全部で3つの条例がありますけども、こちらの「地域で支え合う社会を構築する促進する条例」というものが一番町内会の活性化に近いところにあります。そして次に、「市民協働条例」だとか「まちづくり推進条例」がございまして、そういった3つで色を分けて示しています。

そして、川崎市は、こちらの条例名を見ていただくと、「川崎市町内会・自治会の活動活性化に関する条例」と、まさに町内会・自治会ですので、この条例は町内会の活性化について。そして、もっと広い分野では、川崎市では「自治基本条例」を備えております。

京都市は、「地域コミュニティの活動活性化推進条例」ということで、町内会より少し大きなところをカバーしていて、さらに「市民参加促進条例」がございまして、こちらのほうでより多くのところをカバーしている。そういったものをわかりやすく図示したものです。

一番下のところなのですが、指定都市の地域コミュニティ関係の条例の特徴といたしまして、この4市全てに共通していることは町内会加入を義務付けている条例ではないことです。そして、基本的な内容の多くについては、札幌市の既存の2条例で包括しているものが多い。先ほど説明いたしました「自治基本条例」、「まちづくり活動促進条例」で包括しているものが多いのではないかとようになっております。以上です。

○鈴木克典委員長

ありがとうございます。ただいま、資料4についてご説明いただきましたけれども、2枚目については他都市と比較するような形でよくまとめていただきまして、その表を見ると非常にわかりやすいかと思えます。

どの自治体も政令指定都市ですから、札幌市と同じような状況で、規模については多少の違いはありますが、比較事例としてはよろしいかと思えますし、あと一番下にですね、各市の条例で活性化する範囲ということで非常にわかりやすい図でまとめていただきましたので、どの範囲を対象としたような条例化ということで比較しやすいかと思えます。

ただいまの資料をご覧くださいますと、みなさんおわかりかと思えますけども、地域コミュニティの活性化につきまして、どれかひとつの固まった方法があるわけではなくて、さまざまな視点、まちづくりの視点ですとか、市民活動という視点ですとか。そういうさまざまな視点において条例を作って、コミュニティの活性化を図っているということがうかがえるかと思えます。

このような比較の表でまとめていただきましたけれど、これらを踏まえて札幌ではどのようなサポートが必要なのかですとか、やはり条例化ということで、そういった方向性が必要なのかどうかですとか、その辺についてご意見を伺えたらと思っております。

札幌市におきましては、「札幌市自治基本条例」ですとか、あと「札幌市市民まちづくり活動促進条例」という2つの条例がございまして、ある意味、単純に考えますと、こういった地域コミュニティに活性化も網羅している。多少、言葉の表現ですとか、例えば加入促進に関しましても、きちっとはキーワードとしては出てきていなくて、はっきりとは規定してないのですが、広く市民活動ということで網羅しているということも考えられますので、そういったところで、その2つの条例があるということも含めまして、新たに地域コミュニティに関するそういった条例

ですとか、施策があったらいいのかですとか。あと、場合によってはこの2つの条例を少し改正していくですとか、少し付け加えていく、そういった発想もあるかと思えますけども、その辺も含めましてご意見を伺えればなと思っております。何かご意見ございますでしょうか。

○石村実委員

この提案の経緯をちょっと質問してみたいのですが、札幌市の場合は二つの条例について市長提案ですが、他の市はだいたい議員提案とちょっと差があります。札幌市の場合、市長としてのいわゆる構想からこういう、政策的な段階で出た提案なのでしょうか。その経緯をちょっと説明していただければ。

○小角市民自治推進室長

さいたま市、横浜市、川崎市、京都市、これについては例えば、さいたま市でいいますと、地域コミュニティの活性化に係る条例。横浜市でいいますと、地域コミュニティの活性化。川崎市が町内会活性化。京都市は地域コミュニティ活性化の条例ということで、どちらかという町内会をはじめとした、地域のそういう活動の加入促進であったり、支援の強化を目的とした条例になります。

各都市とも、川崎市を除きますと、横浜ではその他に市民活動の活性化を目指す市民協働条例であったり、あるいは住民自治まちづくり参加、全体の話をする地域まちづくり推進条例。これがそれぞれ札幌でいえば活動促進条例、あるいは自治基本条例なんてありますけど、こういう条例については他の都市も札幌と同じく市長提案です。町内会の加入促進、あるいは活動活性化支援の強化というところに特化した形で議員提案により条例化されています。京都だけが町内会の支援を目的とした条例であっても市長提案の形なので、そもそも条例のレベルが違うという話です。

○鈴木克典委員長

議員提案につきましては、ちょっとキーワードを見てみますと、加入促進ですとか、透明性ですとか、町内会の負担軽減とか、やはり地域の声といいますか、その辺の声があって、それでたぶん議員さんがその声を受けて何とかしなければいけないのではないかと、町内会が崩壊してしまうと地域コミュニティが成り立たないということで、たぶんあがってきたのではないかなと思うのです。

どっちがということではないのですが、市長提案につきましては、やはり市長の方針ですとか施策があって、地域の声を受けてということもあると思えますけど、そういうことで比較的大きな視点からどう市として支援というか、支えていくのかといったような視点で出ているものが多いのではないかなという気がします。

○小角市民自治推進室長

もうちょっと補足させていただきますと、議員提案については、内容的にはいま委員長がおっしゃられた通り、町内会の加入を促進しましょう、あるいは活動活性化に向けて必要な支援を行いましょと。いってみれば細かい具体的な制度うんぬんではなくて、理念っぽい条文構成となっています。

京都市については、市長提案になったひとつの理由だと思うのですが、これが札幌にはないものですが、不動産事業者との連携の欄にある、特定共同住宅の新築時における住民組織との連絡調整担当者の届け出を義務化しています。これがあるがために、議員提案ではなく、どうし

ても市側で提案しないとならなかったのではと思います。

やはりこの辺ってかなり、義務化にあたってはいろいろなところとの調整や準備作業というのがかなりかかりますので、勝手にボンッとやるわけにはいかないということです。

1枚目を見ていただくと、横浜市のように、建築確認申請届出のときに、少し配慮してくださいねとチラシを渡してお願いベースのところは何市かあるのですが、これを義務化しているというのは今のところ京都市だけです。

札幌市の場合は、自治基本条例と活動促進条例がかなり細やかにできているので、正直言って他の都市の書かれていることはほとんど、ものによってはもっと細かく書いています。そういう意味で、他の都市の条例にあって、札幌市にないというのは今言った京都市の集合住宅の義務化の部分と、あともうひとつは、以前からよく言われている市の職員の地域活動への参加。努力義務ではありますけど、それが横浜市では書かれている。

ただこれは、最初から市の職員ありきではなくて、企業・事業者の責務の中に、パッとここだけ見ると京都市と同じように見えますけども、横浜市の場合は事業所のある地域だけではなくて、従業員がそれぞれ住んでいる地域での地域活動への参加にも配慮するよという規定がありまして、当然、市も事務所の一つというなかで、市の職員も当然積極的に参加しようとなっています。

この市の職員の町内会の参加、地域活動への参加については、今年自治基本条例の条文の見直しが必要かどうかということで、これとは別に市民自治推進会議という会議がございまして、こちらで議論されていて、やはりこれって毎回話題になるんですよ。ここについては、意見がわかれています。やはり積極的に市の職員が地域活動、地域コミュニティ、市民自治活動に対して取り組むべきだという意見がある一方、やはり市民自治の本質からいえば、行政が先に引っ張って一般住民の方がついてくるという構図はおかしいのではないかと。やはりそれは、市民の主体的な活動によるもので、あくまで市の職員、当然、市民としての立場では積極的に参加するべきとは思いますが、市の職員という責務の中に参加を位置付けるべきではないのではないかとという意見もあります。

まだそこは明確にどっちのスタンスを取るといような結論は出ていませんけど、そんな議論があるということをお話までにお話させていただきました。

○鈴木克典委員長

その他何かございますでしょうか。ちょっと私から質問がありますけども、今回条例化に向けて議論するというのもひとつひとつの議題だと思うのですが、私も含めて、みなさんもそうかと思いますが、そういう条例も結構理念的なものもあれば、少し京都のように踏み込んだところもあると思うのですが、条例化のメリットについて、条例化することによって札幌市も資料3とかにもございますように、さまざまな視点で最近ハード的なものだけではなくてソフト的なものですか、教育的なものですか、いろいろな視点でいろいろな施策をやられていますよね。実際にこう動いているわけで、それらを少しまとめたものということになるのかもしれませんが、条例化することによってどういうメリットがあるのかというのを教えていただきたいのですが、いかがでしょう。

○事務局（高橋地域支援担当係長）

はい。今回のこの条例の比較にあたって、そういったメリットがなかなかホームページとかで

はわからないものですから、これらの市に直接訪問してメリットについて確認してまいりました。明確なメリットというのがなかなか難しいというような表現が結構多かった中でも、横浜市さんのほうでは、条例が出来たことによって、内部的な話なんですけども、区役所とかでも積極的に加入促進が行えるようになった、あと不動産関連団体に転入者に対する呼びかけをしてほしいという根拠になったとか、そういったメリットがあると。

また、さいたま市のほうでは、これも内部なんですけども、条例があることによって財政当局に対して、少しそういった支援策を打ち出すためのお金を要求する根拠になりつつあるというお話もいただいています。

ただ、一方で一番の加入率の問題なんですけども、条例ができたことによって劇的に変化したかということであれば、特にそういったことは見られない。さいたま市のほうで、一時加入率が下げ止まったけれども、特に条例ができたからといって加入率が上がったとかというそういう効果は見られないようです。

また、各政令指定都市で条例ができたことをPRはしているのですが、なかなか周知が行き届いていないのが現状だということをお伺いしてまいりました。以上です。

○鈴木克典委員長

内部という大変ですけど、そういった錦の御旗でないですけど、各所への働きかけとか財政面で、そういう面で条例があるんだからということで動きやすくなったということなんでしょうか。

○事務局（高橋地域支援担当係長）

そうですね。そういったニュアンスで聞いております。

○鈴木克典委員長

あと、加入促進につきましては、これは基本的には個人の自由ということもありますので、短期的にはあまりメリットがないのかもしれませんが、そういった動きを続けていく中で、少し長期にわたって増えていけばという発想だとたぶん思うんですけど。

今、条例化のメリットということでお話いただきましたけど、その辺も含めまして条例化したほうがいいのかどうかですとか、あと具体的な施策の中でこういった視点での施策が必要ではないかですとか。そういうのも含めて、何かご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○喜多洋子委員

いま「市民まちづくり活動促進条例」というのがありますよね。そのなかで、町内会の位置付けをどのようにしていたのでしたっけ。

○小角市民自治推進室長

市民活動の担い手としては、町内会をはじめNPOなどについてもまとめて位置づけています。そういう意味では、町内会だけを特化してはなく、札幌市の特徴はそこにあります。自治基本条例についても、活動促進条例もいろいろな主体があるということで、町内会を特にというような位置付けは今のところしていません。そういう意味では横浜市と同じような位置付けです。

川崎市が条例名から町内会に特化している。さいたま市、京都市はあくまで地域活動、地域コミュニティ活動の活性化を目的とした条例なのですが、その中で町内会が極めて重要な役割を担っているという。若干、いろいろな主体がある中でも中核は町内会ですということをはっきり言われている。そういう違いですね。

○石村実委員

あと加入促進の関係なのですが、札幌市は確か70%くらいと以前そういう説明がありましたよね。これ、他府県、政令指定都市の加入率はどうなんでしょう。

○事務局（高橋地域支援担当係長）

先ほどの資料4にそれぞれ政令市の加入率が書いてございます。ちょっと特徴的なことをいいますと、静岡市だとかが高くなっております。あと、ここにはないですけども、新潟も高くなっておりまして、やはりそういうところを聞くと、何というのでしょうか、町内会に本当に地縁的な歴史があるので町内会に入るのが当たり前みたいなそんなニュアンスが多いというふうには聞いております。

○石村実委員

ということはいわゆるこういう条例を作っても、必ずしも加入率が増えるということにはならないということでしょうか。

○事務局（高橋地域支援担当係長）

実は全国の政令指定都市の会議にも私参加させていただいたのですが、加入率の仕組みというのがどこも、総世帯数がどんどん増えていって、それに加入世帯が追い付いていないので低下しているというのが、全国のお話のようです。加入率で議論をしてしまうと、やはりどうしてもそういったものが低下という形で出てきてしまう。ただ、加入世帯を見るとどこの都市も増えてはいるというような状況です。

○鈴木克典委員長

若者世代が独立して世帯数が増えて、こちらのほうは加入していないのだけれども、全体として加入世帯は上がっている。

○事務局（高橋地域支援担当係長）

札幌市においても、だいたい3,000世帯くらいずつ増加しております。

○小角市民自治推進室長

いずれの都市も加入を義務化できていませんので、条例を作ったことをもって加入率があがらない。ですから、先ほど係長からお話した通り、条例を作っているいろいろな施策を、内部的にも予算措置を含めてやりやすいですとか、関係団体に対しても働きかけをしやすくなる。実際にそういう取組の延長線上にそれで効果を結べば、いずれ上がってくる。ですから短期的に効果を求めるというのは非常に難しいと思います。

○鈴木克典委員長

その他、ちょっとお時間も迫ってきましたけど、何か最後に言っておきたいことがございましたら、いかがでしょうか。

○飯田俊郎副委員長

できれば町内会の立場から、この促進条例についてどういうご意見をお持ちか伺いたいなど。

○町田信一委員

そうですね。町内会に加入していると、何か色をつけるようなことができないかなど。要するに町内会に入っているメリット。これが例えば、広報にしましても入ってなくても普通に一般に配られる。だけどそれは目的が違いますから、それはよくわかるのですが、何かちょっとその辺のところに色を付けるような工夫ができないかなというように、漠然として大変申し訳ないの

ですが。

○鈴木克典委員長

決め手になるものがひとつでもあると。

○町田信一委員

町内会に入っていると、こういうようなことがありますよと。プラス方向ですね。それが何なのと言われるとちょっと困るのですが。そういうことをみなさんでいろいろ話し合っ、具体的な形も出ればなと思います。

なかなか理念的な話は出てくるのだけど、やはり具体的な手段だとか、そういうようなことが形になって、跳ね返ってくるのかなというふうにはちょっと感じているんですけど。

○山内睦夫委員

いまの委員のおっしゃったことの中で、メリットとかありましたが、町内会の加入のお願いに行く場合は、やはりそういうことを常に説明を申し上げています。例えば、旅行会。単町でもそうです。単町の中で一緒に旅行もありますよとか。そういうことをいろいろ説明しないとただ入ってくれと言ったって、何があるんだよということの説明がないと入らないという人が多いので、だからそういうように旅行会であり、食事会なりですね。そういったことを常に一緒になって、町内会のみなさんと、加入していただければ一緒になって、顔を見せるような状況で助け合いの精神をもっていく。

例えば、災害にあったときも、知り合いだとすぐ助けられますよね。僕はそういうふうな説明を特にしてはいるんですけど、災害のときでも何かあった場合でも、あの人はあそこにお住いになっている方だから大丈夫かなとか。知らないから行かないというわけではないですけども、特にそういうことが積極的になれるんじゃないかなというような感じで。

普通、みなさんそういうようなご説明はしているはずなんですけども、今言われた、委員の言われたことであれば、基本的なことではないかなと思うんですけど。

○小角市民自治推進室長

いまのお話ですと、理念的な条例よりも具体的な取組の強化なり、効果のある取組をとというお話の理解でよろしいですか。

われわれも、1回目にお話させていただいた通り、この町内会加入促進条例が一つの大きなテーマではありますが、一番大事なのはいかに地域コミュニティを活性化していくために何をすればいいのか。条例は一つの選択肢でしかないと思っています。ですから、先ほども京都のようなものを、制度を作るとなったらたぶん条例化しないと強制できないので、そのときには条例がいることになりますけど。

例えばもう一つの、事業者や市の職員がもっと積極的に、そういうことだけであれば既存の条例の条文を少し直すだけでも対応可能です。

そういう話ではなくて、1回目から今回までいただいて、どちらかという、具体的に、例えば活動の見える化だったり、場所の確保だったりだとか、担い手をどう確保するんだとか、連携・コーディネートをどうするんだとかって、具体的な取組を強化していくべきだということであれば、むしろそちらのほうのご意見をいただいて、そういう意向であればわれわれは全然構いませんので、そういうご意見を今後もいただきながら、そこをどう取り組んでいく。あるいは、いまやれているところで良いものもあれば、全然分野的に足りないだとか、もうちょっとこうやらな

いと使いにくいとかというような、弱いところ強いところだとかというところをご指摘いただければ、そういうものを次の施策に生かしていくことになる。

○鈴木克典委員長

ただいま室長がおっしゃられたように、それぞれのお立場でキーワードといたしますか、もうちょっとこれを強化してほしいとかございましたら、ちょっと本日もうお時間も迫ってまいりましたので、改めまして後日事務局のほうにお伝えいただければと思います。それは、まとめまして次回の会議に繋げたいなというふうに思います。

それでは、ただ今出していただきましたご意見を整理しまして、次回の会議の場でまた議論を進めていければなと思っております。

冒頭で事務局からご案内がございましたけれども、来週20日土曜日に町内会役員向けのワークショップがございますので、もし見学等のご希望がございましたら事務局のほうにお伝えいただければと思います。

そこで出ました意見も合わせて、次回まとめまして、また議論の糧にさせていただければと思います。

次回、年度内では最後の会議となりますので、ある程度意見のまとめに向けて、少し方向性を出していかなければいけないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に事務局のほうで何か補足等ございましたら、よろしいですか。

○飯田俊郎副委員長

私、今年度で札幌国際大学を退職しまして、4月1日から青森公立大学という青森市内の大学に移ることになったんです。単身赴任でして、札幌と青森を行ったり来たりしていますので、年度が明けてからのこの委員会も出来る限り来させていただこうと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木克典委員長

みなさまとご都合が合えば、飯田先生に合わせて会議もできれば充実すると思っておりますので、ちょっとご負担もありますが是非よろしく願いいたします。

## 2 閉会

○事務局（福澤市民自治推進課長）

次回の会議でございますけれども、3月の中旬から3月の下旬くらいに調整できればと考えております。担当者のほうからまた日程調整をさせていただきますので、どうぞご協力をお願いいたします。以上です。

○鈴木克典委員長

それでは、本日の会議の議事は全て終了いたしました。先ほど申し上げましたように、まだまだ話し足りなかった方いらっしゃると思いますので、後日事務局のほうに個別にお伝えいただければと思います。

○石村実委員

実は地域でいろいろ交流サロンみたいなものをやっております。いわゆる交流の場ですね。是非事務局の方も直接に見ていただいて、こういうものなんだというのを直に感じていただけるようなそういうような機会を私どもも作りたいので、そのときはご案内いたしますので、よろしく

お願いします。

○飯田俊郎副委員長

オヤジの会をちょっと調べていただきたい。開かれたのが4年前の11月で、年度でいうと3年度前なのですけれども、かなり全国組織なのですけれども、勝手連という色彩が強くて、教育委員会とか国会議員とかそういう人に主導権を握られないという意識はすごく強いんです。オヤジさんたちの夜の懇親会で来年はどこって決めたりするというようなざっくりばらんなやり方を守っているというところで、実態把握はなかなか難しいかなとは思いますが。札幌市教育委員会が後援をなさっているようです。主催とか共催とかではないです。

○事務局（高橋地域支援担当係長）

調べられる範囲で調べておきます。

○山内睦夫委員

資料持っています。

○事務局（高橋地域支援担当係長）

そうしたらちょっとご提供いただければと思います。

○鈴木克典委員長

先ほどの交流サロンなどについて、市職員の方だけではなくて、この場で是非、何かチラシ等ございましたら、何かご案内いただければ参加できる方は参加するという形で。

その他、何かございませんか。ないようですので、これをもちまして第3回のさっぽろ地域コミュニティ検討委員会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。